

整理番号

53

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井 勝郎)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	県庁通信費		
年 月 日	6 年 6 月 20 日 ~ 7 月 2 日	年 月 日	金 額 1,569 円

目 的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関 連 性	
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に かかるものである	1,569 円	/	1,569 円
		100%	

※納付場所等は裏面を御覧下さい。

静岡県 納入通知書兼領収書



420-8601
静岡県静岡市葵区追手町
9-6

18

無所属 代表 桜井 勝郎 様

年 度	令和 6 年度	会計科目	会計 01 款 14 項 07 目 02 節 08			
収納機関番号	22000	納付番号	24000 01011 01000 15697			
調定番号	2400437-	5	確認番号	061317	納付区分	315
金 額	523 円		納期限	令和 6 年 6 月 28 日		
所属名 (連絡先) 経営管理部			総務課		電話:	

ただし 県庁舎管理費負担金
N T T 電話使用料 (令和 6 年 4 月分)

上記の金額を納期限までに納めてください。
令和 6 年 6 月 14 日

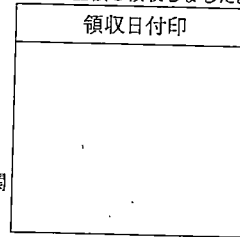
静岡県知事



指 定
静岡県指定代理金融機関
収納代理

上記の金額を領収しました。

領収日付印



ゆうちょ銀行・郵便局の窓口又は A T M でお支払いの場合は、左側一枚をお出しください。

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-06-2023315		料金払込 PE
記号		番号
取扱番号	お取引金額	
N116	*523	
	残高	
無所属代表桜井勝郎		
24000010110100015697		
払込金額		*523円
払込内容静岡県		
静岡県収納金(税外)		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

※納付場所等は裏面を御覧下さい。

静岡県 納入通知書兼領収書

公

420-8601
静岡県静岡市葵区追手町
9-6

18

無所属 代表 桜井 勝郎 様

年 度	令和 6 年度	会計科目	会計 01 款 14 項 07 目 02 節 08
収納機関 番 号	22000	納付番号	24000 01011 01000 20727
調定番号	2400625-	5	確認番号 061326 納付区分 315
金 額	523 円	納期限	令和 6年 7月31日

所属名(連絡先) 経営管理部 総務課

電話:

ただし 県庁舎管理費負担金
NTT電話使用料(令和6年5月分)

上記の金額を納期限までに納めてください。

令和 6年 7月26日

静岡県知事



指 定
静岡県指定代理金融機関
収納代理

上記の金額を領収しました。

領収日付印

領収日付印

ゆうちょ銀行・郵便局の窓口又はＡＴＭでお支払いの場合は、左図二枚をお出しください。

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
06-08-07	23357	料金払込 PE
記 号	番 号	

取扱番号	お取引金額	
N121	*523	
	残 高	
無所属代表桜井勝郎 24000010110100020727 払込金額 *523円		
払込内容静岡県 静岡県収納金(税外)		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

※納付場所等は裏面を御覧下さい。

静岡県 納入通知書兼領収書



420-8601
静岡県静岡市葵区追手町
9-6

18

無所属 代表 桜井 勝郎 様

年 度	令和 6 年度					会計科目	会計 01 款 14 項 07 目 02 節 08				
収納機関番号	22000		納付番号		24000 01011 01000 24828						
調定番号	2400669-		5		確認番号	061322		納付区分	315		
金 額	523 円		納期限		令和 6年 8月30日						
所属名(連絡先)経営管理部 総務課 電話:											

ただし 県庁舎管理費負担金
NTT電話使用料(令和6年6月分)

上記の金額を納期限までに納めてください。

令和 6年 8月16日

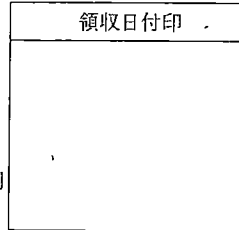
静岡県知事



指 定
静岡県指定代理金融機関
収納代理

上記の金額を領収しました。

領収日付印



ゆうちょ銀行・郵便局の窓口又はＡＴＭでお支払いの場合は、左側一紙をお出しください。

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
06-09-02	23357	料金払込 P E
記 号	番 号	

取扱番号	お取引金額	
N150	*523	
	残 高	
無所属代表桜井勝郎		
24000010110100024828		
払込金額 *523円		
払込内容静岡県		
静岡県収納金(税外)		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井 勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内 容	駐車場賃借料 (6 年 9 月分)		
年 月 日	6 年 8 月 8 日～	年 月 日	金 額 10,000 円

目 的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関 連 性	

＜領収書貼付枠＞

【 領 収 証 】

桜井勝郎事務所2024 年 8 月 8 日
様

金額
¥10,000

但 駅西ガレージNo.5駐車料として 2024.9月分

内訳 駐車料(税抜) ¥9,091
消費税10% ¥909

印紙

㈱ティーオーケー
代表取締役 大場 泰介
島田市幸町12-20
TEL (0547) 37-1333
(登録番号T1-0800-0101-3190)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかか るものである	10,000 円	100 %	10,000 円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井 勝郎)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	携帯電話使用料 (令和 6 年 9 月分)		
年 月 日	6 年 8 月 3 / 日 ~	年 月 日	金 額 11,444 円

目 的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関 連 性	
《領収書貼付枠》 別紙のとおり	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	22,888 円	1/2	11,444 円

バンキングサービス
入出金明細照会

処理日時 2024年10月10日 09時05分58秒

連絡先名 桜井資源株式会社様
支店 桜井資源
口座 桜井資源
照会対象 全ての明細 開始日付 (2024年10月09日) ~ 終了日付 (2024年10月10日)
照会取引番号 ー

■照会結果
出金合計件数 1件 入金合計件数 3件
出金合計金額 入金合計金額

番号	勘定日 (起算日)	出金金額 (円)	入金金額 (円)	残高 (円)	取引区分	金融機関名 / 支店名	摘要
002	2024年10月10日	66,445			出金		ミツバシUFJニコス

終了

ご利用明細書
平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。今月分の「ご利用明細」をご案内申し上げます。お引落口座へのご入金は、お支払日の前日（金融機関営業日）までお願いいたします。

発行日 6年 9月 25日

お引落口座へのご入金は、お支払日の前日（金融機関営業日）までにお願いします。	
お支払日	当月ご請求額 66445円
6年10月10日	繰前のお支払額 0円
当月お支払合計額	内キャッシング分 円
66445円	合 計 66445円

ご入会年月	2 9月
カード名称	
会員番号	
金融機関名	預金種別
支店名	口座番号
☐ 匿名義 桜井資源 株式会社	

■マルチスタイルにお申込されMUFJカードを複数枚お持ちの場合、上記金額に合算してお引落しいたします。

[illegible]

ご利用明細			摘要		
ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払 回数	ご利用金額(円)	現地通貨額	通貨名称 換算レート
	【桜井 勝郎 様】				
6/ 8/ 1	ドコモご利用料金 9月分	1	24010		
	** 小 計 ** 4件		66445		
	【消費税課税対象合計】				

【ご利用金額欄に“-”の表示がある場合は返品・取消などによる減額分です。当月お支払合計額に“-”の表示がある場合は、お支払日に当該金額をご指定の預金口座へお振込みいたします。

カードローンのご案内								
ローン名	ローンで利用可能枠	ご融資利率	前月ご融資残高(円)	内 ご融資額(円)	当月ご返済元金(円)	利息(円)	当月返済後ご融資残高(円)	ご融資余裕額
	万円	%						万
	万円	%						万

■明細行数が20行以下の場合、ハガキタイプにて発行させていただきます。 ■お客様情報の保護徹底を図るため、会員番号・口座番号の一部を非表示とさせていただきます。

「NTTファイナンス」をかたった 不審なSMSにご注意ください

「NTTファイナンス」をかたり、架空の未納料金の支払いを要求する、不審なSMSが届く事象が発生しております。
NTTファイナンスでは、SMSによる「料金のお支払いがない」「ご利用料金の確認がとれていない」等のご案内は実施しておりません。

気になることがございましたらNTTファイナンスお客様相談センターまたは最寄りの警察署へご相談ください。

NTTファイナンス お客様相談センター 0800-333-6661
ゼロ ハチ ゼロ ゼロ から始まるフリーダイヤル(通話料無料)です
受付時間:午前9時~午後5時(土日・祝日・年末年始を除く)

お知らせ

NTTドコモからのお知らせ

●各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。

【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。

●弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

② ここから、①②の順にゆっくりおはがしください

※漏れている場合は、十分に乾かしてから、ゆっくりおはがしください。宛先名入以外の方が開いた場合は、法律により罰せられることがあります。

ご利用料金のご案内（ドコモご利用分）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
	2024年 9月ご請求分	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日
ご利用金額 (TOTAL AMOUNT)	24,010円	

前月ご請求金額	8,330円 (税込)

ポイントのお知らせ

2024年10月よりdポイントクラブのポイントプログラムが改定されます。
dポイント加盟店での「いつでもおトク」に加え、
「d払い」利用でも「いつでもおトク」となる特典などが追加されます。
詳しくはdポイントクラブサイトにてご確認ください。

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名：NTTファイナンス株式会社

(登録番号：T8010401005011)

10%対象請求額 (税込) 6,130円

うち消費税等 557円

非対象等請求額 17,880円

ご請求額合計 24,010円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、
「ご請求内訳」をご確認ください。

お
知
ら
せ

クレジットカードお支払情報

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
桜井 勝郎 様

ご利用クレジット会社 (CREDIT COMPANY)
三菱UFJニコス (UFJカード)

カード会員番号 (MEMBER NUMBER OF THE CARD)

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075

東京都港区港南1-2-70



社用コード 00919536-EG741291416#

料金後納
郵便

427-0047
島田市中溝町1563番地の1

桜井 勝郎 様



024092606040133561

重要
Important

親展
Confidential



ご利用料金のご案内（ドコモご利用分）

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

発行年月日 2024年 9月17日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス（株） Webでのお問い合わせ先
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0120-800-000 / ドコモ
【還付先】
〒461 名古屋市東区東桜1-14-11
-0005 DPスクエア東桜11階
社用コード CG4・SSB・J・00・555・000465・60(22)



00919536-E6741291416#

① ここから、①②の順にゆっくりおはがしください

② 配達されている場合は、十分に取れてから、ゆっくりおはがしください。署名欄以外の方が開いた場合は、法律により罰せられることがあります。

内訳項目	金額(円)	内訳金額(円)	請求内訳等詳細	税区分
CH		AMOUNT (YEN)	DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	TAX
◆基本使用料等 (計)	4,150	4,150	ご利用期間 (8/1~8/31)	
◆基本使用料等 (計)	4,150	4,150	5Gギガライト ステップ2: 1GB~3GB	合 算
		(3,850)	(内訳) 5Gギガライト	
		(300)	(内訳) spモード利用料	
		0	(参考) 高速通信ご利用データ量は 1.5G	合 算
◆通話料・通信料 (計)	17,880	17,880	WWGパケット通信料 (世界ギガ放題)	8月ご利用分 非対象等
◆その他ご利用料金等 (計)	1,423	200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
		1,000	ケータイ補償サービス (1,000円コース)	合 算
		400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
		-380	あんしんバックモバイル割引	合 算
		50	ケータイお探しサービス利用料	合 算
		-50	ケータイお探しサービス割引料	合 算
		200	請求書発行手数料	9月請求分 合 算
		2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります 合 算
		1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります 合 算
◆消費税等相当額 (計)	557	557	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◆合計	24,010	24,010	合計	
			<NTTドコモからのお知らせ>	
			○継続利用期間は、8月末で 8年10か月となりました。	
			○ポイントのお知らせ	
			8月ご利用分に対する獲得ポイントは、230ptです。	
			(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、23,453円です。)	
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
			$(4150 + 403) \times 1.1 = 5008.3$	
			$(5008 + 17880) \div 2 = 11444$	
			22888	

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井 勝郎)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかか るものである	50.000 円	/	50.000 円
		100%	

領 収 書

静岡県議会議員 桜井勝郎 様

¥ 50,000円 (うち消費税及び地方消費税 4,545円)

入金日令和6年9月13日 上記正に領収いたしました。

(ただし、令和6年9月分事務所使用料として)

令和6年9月13日

島田市日之出町4-1

島田商工会議所会館内5階

協同組合静岡文化振興会

理事長 矢 澤 雅 則



支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・桜井 勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	北海道視察・聞き取り調査		
年 月 日	6年9月16日～	6年9月18日	金 額 167,040 円

目 的	北方領土問題を考える
使 途	北海道視察交通費及び宿泊費
政務活動・ 県政との 関 連 性	現地へ行って生の声を聞き、 北方領土問題を共通理解し、返還運動を静岡県議会から盛り上げていく。

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に かかるものである	167,040 円	/	167,040 円
		100%	

県外調査概要書

令和6年9月19日

さくらの会 桜井勝郎

目 的	ロシアのウクライナ侵略以降、日ロ関係も悪くなりロシアの一方的な北方領土へのビザ発給禁止、返還交渉の棚上げ等、最悪の事態を迎えている中、今北方領土に隣接する羅臼、島根の引揚者はどうなっているか、それぞれの団体がどういう気持ちでいるか、現地へ行って生の声を聞きたい。
年 月 日	令和6年9月16日（月）～9月18日（水）
場 所	羅臼町 根室市 札幌市
内 容	1 行 程 9月16日 島田 (JR)→羽田空港 9月18日 品川駅 (JR)島田 この間の行程は「報告書」のとおり 2 応対者 「報告書」のとおり 3 聴取内容 「報告書」のとおり 4 県政への反映 今こそ、県議会から本土の各県に呼びかけて 北方領土の返還運動を盛り上げていきたい。

領 収 証

2024年09月10日

桜井 勝郎 様

金額	¥ 1 6 7 , 0 4 0 ※
----	-------------------



但し 2024/9/16～18 北方領土を考える議員連盟／北海道 視察旅費

上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000017843

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

観光庁長官登録旅行業 第638号
株式会社 旅行事業部
本社営業所
登録番号 T808000104638
〒425-0027
静岡県焼津市
アビパーク

TEL:054-620-7725

FAX:054-620-7726

担当者印



ご旅行代金明細書

令和6年8月30日

静岡県議会議員 桜井勝郎 様

株式会社 アンビ・ア 本社営業所
〒425-0027 焼津市栄町2-2-21
Tel:054-620-7725 Fax:054-620-7726
所長: XXXXXXXXXX

視察代金明細につきまして下記の通りご案内申し上げます。
ご査収の程、よろしくお願い申し上げます。

北方領土を考える議員連盟

期間: 令和6年9月16日(月)～ 9月18日(水) 3日間

人員: 1名様

ご請求金額 167,040 円

項目	内容	単価	数量	金額
JR代	島田ー静岡ー品川往復	6,270	2	12,540
航空運賃	羽田空港ー中標津空港	27,270	1	27,270
航空運賃	中標津空港ー丘珠空港	15,900	1	15,900
航空運賃	新千歳空港ー羽田空港	21,730	1	21,730
宿泊代	羅臼ホテル峰の湯	16,500	1	16,500
宿泊代	札幌ジャスマックプラザホテル	16,500	1	16,500
専用車借上げ代	専用バス借上げ代451,000円を11名で按分	41,000	1	41,000
講師料	羅臼国後展望塔および納沙布岬、66,000÷11名	6,000	1	6,000
会議室料	千島齒舞諸島居住者連盟、11,000円÷11名	1,000	1	1,000
添乗員経費	82,500円を11名様に按分	7,500	1	7,500
取扱い手数料		1,100	1	1,100
			合計	167,040

令和6年度 北方領土を考える議員連盟視察 報告書（北海道羅臼町・根室市・札幌市）

令和6年9月16日（月）～令和6年9月18日（水）



しま
四島のかけ橋（納沙布岬）

令和6年度 静岡県議会北方領土を考える議員連盟視察報告書

1 行程

(1) 9月16日(月)

静岡県内各所から新幹線にて品川駅 ⇒ 羽田空港 11:30 着(空港集合) ⇒ 羽田空港 12:25 発 ⇒ 根室中標津空港 14:25 着 ⇒ 「羅臼国後展望塔」視察

宿泊：目梨郡羅臼町内

(2) 9月17日(火)

宿泊地 ⇒ 「納沙布岬」視察 ⇒ 根室中標津空港 16:30 発 ⇒ 札幌丘珠空港 17:25 着

宿泊：札幌市内

(3) 9月18日(水)

宿泊地 ⇒ 千島歯舞諸島居住者連盟等と研修(北海道立道民活動センター) ⇒ 千歳空港 13:55 発 ⇒ 羽田空港 15:35 着 ⇒ 品川駅 ⇒ 新幹線にて帰路

【参加者名簿】

団 長 杉山盛雄(北方領土を考える議員連盟会長)

幹事長 良知淳行

団 員 和田篤夫、江間治人、伊丹雅治、岩田徹也、加藤祐喜、天野多美子、赤堀慎吾、伊藤謙一、桜井勝郎、遠藤行洋

2 応対者

(1) 9月16日(月)

湊屋稔羅臼町長、川端達也羅臼町副町長、田中良羅臼町議会議員

(2) 9月17日(火)

北方館館長(北方領土問題対策協会根室連絡所長)

(3) 9月18日(水)

北方領土対策本部 山本倫彦本部長(北海道総務部長)、播磨康宏北方領土対策
課長

千島歯舞諸島居住者連盟 [redacted] 専務理事、[redacted] 事業第二課長

北方領土問題対策協会 [redacted] 札幌事務所長、[redacted] 専務理事

北方領土復帰期成同盟 [redacted] 副会長兼事務局長

3 聴取内容

(1) 9月16日(月) 16:10~17:10 羅臼国後展望塔

北方領土は、日本国民が父祖伝来の地として受け継がれてきたもので、いまだかつて一度も外国の領土となることがない日本の固有の領土である。1855年の日魯通商条約により、当時、択捉島とウルップ島の間に自然に形成されていた国境線が法的に画定され、北方四島は日本の領土として平和裏に確定した。

しかし、第二次世界大戦末期の1945年8月9日、ソ連は、当時まだ有効であった日ソ中立条約を無視して対日参戦し、8月14日に我が国がポツダム宣言を受諾し降伏の意図を明確に表明した後、8月28日から9月5日までの間に四島のすべてを不法に占領した。

当時、これらの島々には約1万7千人余りの日本人が暮らしていたが、1949年までに日本人島民全員がソ連により強制的に退去させられた。それ以降北方領土には日本人は住んでおらず、日本とロシアの大きな政治問題となっており、今なお解決の糸口すら見えていない。

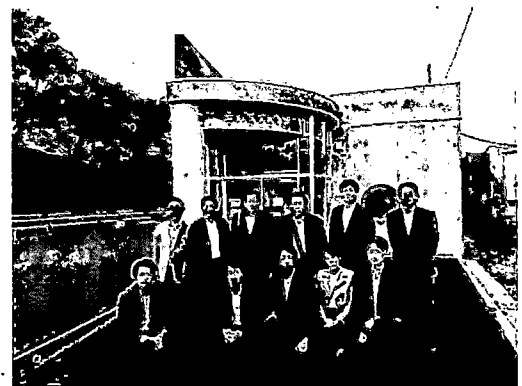
展望塔から見える国後島は、展望台から約25kmとはっきり目で見える近さにある。珍しい動植物が数多く残り、また周辺の海域も暖流と寒流が交わる影響で、水産資源が非常に豊かな地域である。

対応してくださった田中議員のお母様は、納沙布岬と目と鼻の先の近さである歯舞群島のひとつである水晶島のご出身で、島に戻りたいと思いを語っておられたが、ソ連の不法占拠後は一度も水晶島の地を訪れることがないままお亡くなりになったとのこと。

しかしお母様の父親であるお祖父様は、島における土地の登記をめぐり国に対し裁判を起こし、勝訴している。



羅臼国後展望塔から羅臼港と国後島を望む



羅臼国後展望塔にて

(2) 9月17日(火) 11:30~13:00 北海道根室市納沙布岬及び北方館・望郷の家

納沙布岬は根室半島の先端で島を除けば日本の最東端である。歯舞島や国後島が目視でき、貝柄島までは3.7km、水晶島までは7kmしか離れていない。当日も、日本の巡視船が海上を運行する姿を確認でき、説明によると24時間体制で日本とロシアの巡視船が警備をしているとのこと。また水晶島にはロシアの警備隊がおり、国境を越えようとすれば捕縛されるという事です。北方館・望郷の家は、昭和47年に千島歯舞諸島居住者連盟が開設をしたもので、建物の中には、資料館や2階には無料の双眼鏡があり島の様子を見ることができた。

ご説明を頂いた館長の[REDACTED]氏の説明によれば、①肉眼でも確認できるが、目の前の島に全く行くことができない。②コロナやロシアのウクライナ侵攻後、日本政府の方針によりビザなし交流等もできていない。③太平洋戦争の後に、ソ連が当時の北方4島に侵略をしてきた。当時の居住者である約17,000人の島民は住む場所を奪われ、サハリンを経由し、日本(函館)に送られた。現在はその内、5,095名が存命であり平均年齢が88.7歳と高齢化していることから、一日も早い4島返還を政府に求めている。④貝柄島に建てられた灯台付近で1年に4か月だけ根室の漁師が昆布漁を行っている。今年も195隻が漁を行ったが、温暖化や流水が昆布の根を削った事で漁獲量は思わしくなかった。それでも日本政府はロシアに対して、8,037万円の漁業協力

費を支払っている。また、豊富な漁場がロシア側にある事から水揚げされた海産物を毎年日本が買わされている事も多くの日本人は知らない。⑤領土として、択捉島だけで鳥取県と同じ大きさ。また、4島を併せれば約5,000 km²となり、決して小さい面積を奪われているわけではない。

【質疑応答】

Q1 この80年間の中で何度か、2島返還や前に進みそうな政局があったが解決に至らなかった事についての所見は？

A1 2島返還の話の中では、歯舞、色丹が戻ってくれば根室の人たちは救われるが、国後、択捉を抱える羅臼の人たちの気持ちには沿っていない。また今後の返還要求には応じないというロシア側の姿勢からも受け入れがたい人は多くいたと感じている。

Q2 返還されたとして、今の北方4島に日本人が住めるのか。返還後の活用に関しては議論もなく思うが、その点を伺う。

A2 漁業や観光等の多くの可能性に関して議論が必要だと思う。確かに、元住民は高齢化しているので大変重要な議論であると感じている。



北方館での研修（納沙布岬）



歯舞群島を望みながら説明を受ける

(3) 9月18日(水) 北海道立道民活動センター710号会議室

【各団体から説明】

ア 北海道庁

北方領土は北海道の行政区域の一部であり、島を追われた元島民の多くが道内に居住しており、北方領土問題の解決が北海道の発展と道民生活に密接な関係を有することから、道政上の最重要課題として位置づけ、必要な諸対策を推進している。 詳細については添付 北方領土問題への北海道の取組 参照

イ 公益社団法人 千島歯舞諸島居住者連盟

北方領土の早期返還及び元居住者等への援護等の充実を図ることにより、北方領土問題及び関連する諸問題の解決促進に寄与する目的で設立された。北方領土返還署名運動の推進についてと語り部活動を通しての啓発活動の推進について説明を受ける。北方四島訪問事業も主な活動ではあったが、コロナの影響で中止している状況により活動が止まり危機感を抱いていること、また後継者の問題と課題を伺った。 詳細については添付 組織と事業の概要 参照

ウ 独立行政法人 北方領土問題対策協会

主な活動として北方領土返還要求運動の推進をしている中で、最も力を入れているのが47都道府県地域における返還運動を隅々までおこなうことである。返還運動を熱心に行っていた方々が高齢化しており、返還運動を継承する人材が重要になっている。そのため青少年や教育関係者に対する啓発に力を入れている。その中でも県民会議(北方領土返還要求運動都道府県民会議)の主催を行っていて県内でも浜松市の学生が参加している。また県民会議の中で静岡県は積極的な活動を行っていることについて感謝を頂いた。 詳細については添付 令和6年度 組織と事業の概要 参照

エ 公益社団法人 北方領土復帰期成同盟

啓発活動の推進として元島民による北方領土を語る会、返還要求運動の推進として北海道・東北国民大会の開催、後継者の育成活動等を行っている。 詳細については2024年度版組織と事業の概要 参照

【質疑応答】

Q1 元島民の後継者の方の実情はどうか。また、モチベーションはどうか。

A1 令和2年度以降、北方四島交流が止まっている事でモチベーションがあがって

いない。熱心に活動されている方の話では、四島交流事業で島に行く船の中で元島民の昔の暮らしぶりやお酒を交わしながら熱い思いを聞くことで思いを受け継ぐモチベーションになっていた。その為、四島交流が止まっていることがモチベーションのあがらない一番の要因となっている。道と北対協の支援をいただきながら後継者の活動を活発化していきたいと考えている。

その他、元島民と後継者の交流の場を設けて四島交流の思いを感じてもらう場を作っており、それについては手ごたえを感じている。

Q2 北対協で活発的にやられている他県の事例はあるか。

A2 後継者の育成という観点から力を入れているのは宮崎県、京都府、沖縄県である。

宮崎県については、県民会議の会長が学校の校長経験者でスタッフ自体も学校の先生であった。昨年度の青少年の研修で宮崎に行った際、子どもたち全員が模造紙に感想を書いて一人一人が発表をしたり、返還運動の街頭に参加したりしている。その他、学校で北方領土研究会のようなものをつくって活動しているとも聞いた。

京都府は、先生方が熱心でありスピーチコンテストを学校単位で推奨している。特に京都府南丹市というところが熱心だそう。

沖縄県も、学校の先生が中心となっており県民会議の事務等をするのは校長経験者である。

47 都道府県にお願いして教育者会議というものをつくっており、少しずつ広まって成果が出てきている。

Q3 洋上慰霊はロシア側に連絡しているのか。それとも日本のみの計画のもと行っているのか。

A3 ロシア側が主張する領海と日本の領海との間に、お互いの警備をする上でのある程度の両者の合意の上に成り立っている、いわゆる中間ラインがある。それを超えない範囲で洋上慰霊をやっている為、国際的に何の問題もないのでロシア側には一切連絡していない。外務省も関わっていただいていない。基本的には道、北対協、当連盟や内閣府で事業を展開している。

しかし、参加してみるとわかるがその中間ラインの反対側には常にロシアの警備

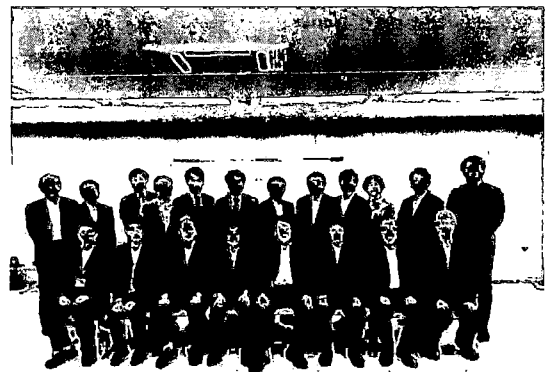
船が追行している状態である為、おそらく情報はロシア側に届いていると考える。

Q4 北方領土問題について最近の国との関わりはどのような状況か。北対協との連携や令和2年度の四島交流の中止以降の情報交換の機会はあるか。

A4 千島連盟の情報入手経路としては、コロナ明けの令和4年度以降これまで無かった動きとして財務省の課長以上の方が千島連盟に年1、2回来ている。おそらく外務省も気を使って今のロシアとの交渉状況を報告してくれているのだろうと考えている。昨年度からは欧州局長、外務省の欧州局の審議官、ロシア課長等と会っており、サポートしてくれているロシア課長に関しては年4、5回会っている。又、こちらから東京へ行く際は理事長と3役で要望がてら内閣府や外務省に行き、現在のロシアとの交渉状況を伺っている。水面下では、表には出せないが情報をいただいている状況である。



北方領土関係団体との研修



北方領土関係団体の皆様と

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井 勝郎)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	コピー機リース		
年 月 日	6 年 9 月 1 日～ 6 年 9 月 30 日	金 額	27,280 円

目 的	政務活動に係る資料作成
使 途	政務活動に係る資料のコピー
政務活動・ 県政との 関 連 性	
＜領収書貼付枠＞	
別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に かかるものである	27,280 円	/	27,280 円
		100%	

7

年 月 日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備 考
9 06-09-24	BF	*104,280			静銀リース
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

◇記号の説明
 AA.AF...入金
 FA.FF...振込
 C0.1.2.3.4...他店券入金
 TF.TO...取立
 BA.BF...支払

◇他店を支払場所とする証券領を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。
 なお、お支払可能時刻は、証券領の記載によって異なります。

7

104,280円の内訳

自動車リース料 77,000円内1/2 38,500円
 エビ機リース料 27,280円

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井 勝郎)

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	77,000 円	1/2	38,500 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・桜井 勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	コピー料		
年 月 日	6 年 9 月 27 日 ~	年 月 日	金 額 3,850 円

目 的	資料等のコピー
使 途	6 年 9 月請求コピー料
政務活動・ 県政との 関 連 性	政務活動、県政関連資料などの作成

領収証 No. 005463

桜井勝郎事務所様 R 6 年 9 月 27 日

金額 4,3850-

但 ☒ コピー料 ☐ 飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

内 8%(税込・税抜)金額 消費税額等 文具・事務機器・オフィス家具

10%(税込・税抜)金額 消費税額等 株式会社 サワムラ事務器

現金・小切手・() ④427-0006 島田市阿知ヶ谷29

TEL <0547> 35-6344

FAX <0547> 36-1936

登録番号 T1080001014206

HISAGO #N1779(50)別 J646135

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
すべて政務活動にかかるものである	3,850 円	100%	3,850 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井 勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内 容	事務員雇用 (令和 6 年 9 月分)		
年 月 日	6 年 9 月 1 日 ~ 6 年 9 月 30 日	金 額	183,000 円

目 的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関 連 性	

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和 6 年 9 月

氏名	給与	手当		支給額合計	控除		支給額	受領印
	43,000			43,000			43,000	
	50,000			50,000			50,000	
	30,000			30,000			30,000	
	30,000			30,000			30,000	
	30,000			30,000			30,000	
合計	183,000			183,000			183,000	

案分の理由 全て政務活動に かかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	183,000 円	100%	183,000 円

整理番号

63

支出証拠書（自動車燃料代）

【 9 月分】

（会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井 勝郎 ）

区 分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積 算 方 法 ※	充当額 (円)
事 務 費	305	18 円 × 305 km / km	5,490

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・ 積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・ 充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った（充当した）ことを証明します。 議員氏名 桜井 勝郎

《領収書貼付枠》

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	5,490 円	100%	5,490 円

月日	内 容	行 程	走行距離(Km)
2	書類精査・面談	自宅→県庁(往復)	61
9	書類精査・面談	自宅→県庁(往復)	61
11	書類精査・面談	自宅→県庁(往復)	61
19	書類精査・面談 知事と懇談	自宅→県庁(往復)	61
24	書類精査・面談 健康診断	自宅→県庁(往復)	61
合 計			305